

ご挨拶 事務局長 大嶽 友和

事務局長就任のご挨拶

この度、NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」の事務局長に就任した弁護士の大嶽友和（おおたけ ともかず）です。この場をお借りして、事務局長就任のご挨拶をさせていただきます。

私は、静岡県で生まれ、静岡県立沼津東高等学校卒業、名古屋大学法学部中退を経て、平成16年に司法試験に合格し、平成18年10月から仙台市内にある片平法律事務所にて業務を行っています。仙台弁護士会では、入会当初から高齢者・障害者の権利に関する委員会に所属し、高齢者や障がい児者の権利擁護活動に力を入れてきました。

その縁もあってか、平成21年にエールの理事に就任し、エールの活動にも関わるようになりました。

エールでは、高齢者や障がい児者からの相談業務の他、県や市からの委託事業、公表セン

ター事業など様々な業務を行っています。そのようなエールにおいて事務局長という重責を担うことになり、身の引き締まる思いです。

また、エールでは、今年5月をもって、事務局長であった谷德行氏及びこれまでメインで相談業務にあたっていた和田英子氏の2人が退任しました。そのため、今後はエールの体制も大きな変化を迫られることとなります。私も、微力ながらエールのため、ひいては、エールの目的である高齢者・障がい児者及びそのご家族の権利擁護のために、努力していく所存であります。

会員の皆様におかれましては、今後もエールの活動にご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



消費者トラブル

冠婚葬祭互助会に、毎月3千円の80回払いで積立をしていた。満期になり、お金が必要な事情ができたので、積み立てた24万円を解約しようとしたら、「解約手数料3万5千円を差し引いた金額しか戻らない」と言われた。契約書の控えは手元にあるが、字が小さくて読んでいない。訪問販売で契約したが、勧誘のとき、解約手数料の説明を受けた覚えはない。

ひとこと助言

○冠婚葬祭互助会とは、一定の掛け金を一定期間のわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬式の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。

○預金と違い利息は付きません。また、サービスを利用せずに解約する場合には解約手数料が差し引かれます。積立金額より少ない金額しか返金されないの、注意が必要です。

契約内容をよく確認しましょう！

～今号の記事～

- ① 事務局長挨拶
- ② 消費者トラブル
- ③ 特集：被災地熊本訪問，ZA0合宿報告
- ④ トピックス 地下鉄東西線「大町西公園駅」
- ⑤ 研修会のお知らせ
- ⑥ ちょっといい話
- ⑦ 相談支援状況
- ⑧ 編集後記

被災地熊本の現状視察

エール理事 大泉力也

1 はじめに

去る6月15日から17日の3日間、地震後2ヶ月を経過した熊本県を訪問してきました。

今回の訪問の目的は、「平成28年熊本地震の発生に伴う被災地等の仮設住宅における高齢者等のコミュニティづくりに関する研修会」に出席することであり、この研修会には、被災自治体の職員や社会福祉協議会の職員など、およそ60名の方が参加されました。

私は、宮城県サポートセンター支援事務所長の鈴木守幸さん（エール副理事長であり）に声をかけていただき、宮城県社会福祉士会と仙台弁護士会とで設立した高齢者・障害者の支援者の方を支援するための連携協議会（通称「サポートみやぎ」）の担当弁護士としての立場で



右の写真も阿蘇大橋付近のもので、大きな崖崩れによって崩落しかかっている建物です。この南阿蘇村やその隣の西原村あたりは、特に地震による建物の被害が大きい地区でした。

出席することになりました。

この研修会に先立ち、熊本県の被災現場各所を視察させていただきました。今回の訪問に同行したのは、先に述べた鈴木さんのほか、宮城県サポートセンター支援事務所のコーディネーター、サポートセンターや被災者支援NPOに対する無料法律相談を行っているみやぎ被災者支援サポート弁護士（通称「サポ弁」）を担当している弁護士2名、私の合計5名での視察でした。

2 被災地視察

6月16日の朝、まず、熊本市の東隣りにある菊陽町で建設中の仮設住宅を視察し、その後南阿蘇村へ移動しました。今般の熊本地震の本震で崩落した阿蘇大橋のある村で、また、東海大学の学生が多数居住していたところでもあり、テレビ等でご覧になった方も多いのではないのでしょうか。

左の写真は、この道路を直進すると本来、阿蘇大橋が架かっていた場所です。



翌17日の午前は、益城町総合運動公園避難所の視察です。

その後、私たちは西原村に移動し、地域活動支援センターを運営しているNPO法人「にしはらたんぼぼハウス」を訪問しスタッフの方たちからお話をうかがいました。被災者に対する食事や物資提供を行うほか、避難所において被災状況のアンケート調査を行い、その結果を村の保健師に情報提供する等、被災された方々への直接的な生活支援から、抱える問題の把握、行政と専門職への情報提供…と、幅広く細やかな支援活動の様子を伺うことができました。

~~~~~  
**右ページ** 左側の写真は避難所の駐車場の写真です。見つらいかもしれませんが、駐車区画にポリバケツやクーラーボックスなどが置いてあります。これは、車中泊するための場所を確保するために置いているものでした。

発災後2ヶ月を経過した今でも、数多くの方が車中泊をせざるを得ないという過酷な状況が続いているということは、天災ではなく、「二次的な人災」と言えるのではないのでしょうか。



また、上の右側の写真は、この地区の避難所内部の写真です。それぞれのスペースがカーテンで仕切られ、東日本大震災の際よりはいくらかプライバシーが確保されていますが、この状況が十分な避難環境でないことは、車中泊の数が減らないことから明白です。過去の災害の苦い経験を活かし、最低限の避難環境整備ガイドライン作りの必要性を感じました。

### 3 研修会

17日の午後1時から、「平成28年熊本地震の発生に伴う被災地等の仮設住宅における高齢者等のコミュニティづくりに関する研修会」があり、講師の1人として、鈴木（守）さんが宮城方式のサポートセンターの運営について講演されました。

地域の住民の方々の力を基礎としてサポートセンターの運営を行うことで当事者性のある支援が可能となること、専門職や行政はそのサポートセンターを支えることでその機能が発揮できることなど、経験を踏まえた報告でした。

参加した私たち弁護士は、サポートセンターに対する専門職の支援方法として、生活に直結するお金の問題、救済手続、もしくは救済制度構築等、弁護士の活用方法について、宮城県で実践している、弁護士と社会福祉士との協働活動の事例を踏まえてお伝えしてきました。

### 4 おわりに

熊本県の被災地は、被災者の苦痛・疲弊が未だに続いています。震災対応に多くの人々が関わってはいますが、せめて…ゆっくり眠ることができるぐらいの生活を確保しなければ、震災関連死等過去の災害対応の失敗を繰り返してしまいます。

今回の訪問で見た過酷な現状をふまえ、私自身、これからも被災者支援のための活動に今まで以上に力を入れなくてはいけないという気持ちを強く持ち、宮城に帰ってきました。

## 『ZAO合宿』報告 平成28年9月10日、11日

平成13年から続く合宿研修（宮城県社会福祉士会と合同）を開催しました。参加者は69名、県外（栃木、長野、東京）からの参加もいただきました。

「権利擁護・虐待対応の課題」をテーマに、大橋洋介弁護士かたの基調講演を皮切りに、権利擁護の現場からの事例を題材に活発な意見交換が行われました。虐待防止法に基づいた市町村の義務と必要な権限行使を行わない等の「行政の不作为」についても取り上げ、まだまだ課題があることが浮き彫りになった合宿となりました。



## トピックス

### 🌻 地下鉄東西線「大町西公園駅」下車「エール」が近くなりました。

東西線は宮城県仙台市太白区の八木山動物公園駅から同市若林区荒井駅を結ぶ、仙台市交通局（仙台市地下鉄）の地下路線で、ラインカラーは水色、2015年（平成27年）12月6日開業しました。

大町西公園駅の名称の由来は西公園は市民への知名度が高く、駅が公園内に立地することも考慮し駅名に「西公園」を用いることが適切と考え、さらに駅の地名を用いて来訪者へ駅の所在地をより分かり易く案内する事、今後の街の発展を願う地域からの要望を考慮して駅名が決まりました。

仙台駅から八木山動物公園方面行きに乗車、

仙台駅から大町西公園駅まで3分。東口1出口から徒歩1分の場所に大町マンション3階に「エール」事務局があります。県内外の会員の皆様、大町西公園近くにお越しの際は気軽にお立ち寄りください。



### 🌻 研修会のお知らせ

宮城県からの委託事業です。

平成28年度宮城県高齢者権利擁護推進研修業務が以下の3日間の日程で開催されます。

今年度から高齢者虐待防止法の習得が加わり、より充実した内容になりました。

権利擁護を柱に、高齢者虐待防止法を弁護士が、身体拘束廃止の実践的な知識及び技術を社会福祉士が担当します。今年度の講師は全員当法人の理事が務めます。

内容につきましては、次回号でご報告いたします。

- 平成28年10月24日（月） 対象者：施設長等  
権利擁護推進員養成研修  
「権利擁護と虐待防止」
- 平成28年11月28日（月） 対象者：看護師等  
看護職員研修  
「身体拘束廃止と権利擁護」
- 平成28年12月21日（水） 対象者：介護職員  
権利擁護事例検討会  
（初任者等）  
「これは虐待にあたりますか？」

### 🌻 ちょっといい話

先日、「エール」立ち上げの際ボランティアで関わってくれた方が近くを通った際事務局に立ち寄り、水彩画を持って来て下さいました。

淡い色合いで心和む雰囲気を感じます。事務局一同心から御礼申し上げます。



#### ～相談支援の状況～

平成28年7月～9月

|         |     |
|---------|-----|
| ・高齢者    | 8件  |
| ・身体障がい  | 3件  |
| ・知的障がい  | 2件  |
| ・精神障がい者 | 6件  |
| ・その他    | 1件  |
| 合計      | 20件 |

### 📝 編集後記 📝

エール南側の青葉通りから蝉の大合唱が聞こえていた暑い夏が終わり、窓辺の陽射しに季節の変化を感じます。

9月15日中秋の名月を楽しみにしていましたが、あいにくの空模様で眺める事ができませんでした。ツキには見放されましたが、収穫の秋ムーンフェイイスには気をつけながら秋の夜長を楽しみたいと思っています。皆様、ご指導よろしくお願いたします。（事務局）

